

介護老人保健施設 あさひな

介護老人保健施設サービス 運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人中村会が開設する介護老人保健施設あさひな（以下「施設」という）が行う介護老人保健施設サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者及び職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 サービスは、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすると共に、居宅における生活への復帰を目指す。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供をするように努める。

3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護老人保健施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者と密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名 称 介護老人保健施設 あさひな
- 二 所在地 神奈川県横浜市金沢区朝比奈町 107 番地

第2章 施設の目的及び運営の方針

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に従事する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1 人（常勤換算 1.0 人）〔医師と兼務〕
管理者は職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二 医師 5人（常勤換算 0.6人）〔非常勤 5人〕
利用者に対して、健康管理、療養上の指導を行う。
- 三 薬剤師 1人（常勤換算 0.5人）〔非常勤 1人〕
利用者の調剤、服薬指導を行う
- 四 看護職員 24人（常勤換算 16.6人）〔常勤 10人、非常勤 14人〕
利用者の日常生活全般にわたる看護業務を行う。
- 五 介護職員 68人（常勤換算 51.0人）〔常勤 41人、非常勤 27人〕
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 六 管理栄養士 2人（常勤換算 2.0人）〔常勤 2人〕
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。
- 七 理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士 6人（常勤換算 4.6人）
〔常勤 3人、非常勤 3人〕
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 八 支援相談員 3人（常勤換算 3.0人）〔常勤 3人〕
施設入所の申し込み及び相談業務等を行う。
- 九 介護支援専門員 3人（常勤換算 2.6人）〔常勤 2人、非常勤 1人〕
初期相談、サービス計画の作成、利用契約締結等の業務を行う。
- 十 事務職員 3人（常勤 3人）
必要な事務を行う

第3章 入所定員

（入所者の定員）

第5条 施設の入所定員は152人とする。

（定員の遵守）

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所者及び療養室の定員を超えて入所させない。

第4章 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第7条 施設は、サービス提供の開始に際し、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第8条 施設は、サービスの提供を求められた場合には入所申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

- 2 施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスの提供を行う。

(入退所)

第9条 心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下に介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、サービスを提供する。

- 2 正当な理由なくサービス提供を拒否しない。
- 3 入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努める。
- 4 入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 5 入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 6 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるか否かを定期的に検討を行う。
- 7 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 8 入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係わる援助)

第10条 入所の際に要介護認定を受けていない者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう援助を行う。

- 2 要介護認定の更新の申請は、遅くとも入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第11条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画担当支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、サービスの提供に当たる他の職員と協議の上作成し、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について、入所者に説明し、同意を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握するとともに入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービスの変更を行う。

(サービスの取り扱い方針)

第12条 入所者の要介護状態の軽減又は悪化を防止するよう、入所者の心身の状況等に応じて、適切な療養を行う。

- 2 サービスの提供は施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 職員は、サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、わかりやすく説明をする。
- 4 サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。
- 5 施設自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

(診療の方針)

第13条 医師の診療方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- 2 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況

を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果もあげることが出来るよう適切な指導を行う。

- 3 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 4 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。
- 5 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わない。
- 6 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に使用、又は処方しない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第14条 医師は入所者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じる。

2 医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させない。

3 医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行う。

4 医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行う。

(機能訓練)

第15条 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを計画的に行う。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第16条 介護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。

2 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。

- 3 入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 オムツを使用せざるを得ない入所者のオムツを適切に取り替える。
- 5 その他入所者に対し、離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 6 施設は、入所者に対して、入所者の負担により、施設職員以外の者による看護及び介護を受けさせない。

(食事の提供)

第17条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を定期的に把握し、栄養管理、栄養ケアマネジメントにより、栄養状態を管理し、それに基づき計画的な食事の提供を行う。

2 入所者の食事は入所者の自立の支援に配慮し、出来るだけ離床して食堂で行うよう努める。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておく。

4 食事の時間は、おおむね次の時間とする。

- | | |
|------|-------------|
| 一 朝食 | 午前8：00～9：00 |
| 二 昼食 | 午後0：00～1：00 |
| 三 夕食 | 午後6：00～7：00 |

5 食事の提供に関する業務は、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理等を管理者が必要な注意を果たし得る体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合は、第三者に委託することができる。

6 入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を的確に反映させるために、療養室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とれるよう努める。

7 入所者へは十分な栄養食事相談を行う。

8 食事内容については、医師又は栄養士を含む会議において検討する。

9 医師又は栄養士による検食を毎食前行い、その所見を検食簿に記載する。

(相談及び援助)

第18条 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービス提供)

第19条 施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努める。

2 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料の受領)

第20条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、(食事の提供に要する費用、居住に要する費用、その他日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く) 当該サービスが法定代理受領サービスである時は、基本的にはその1割とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項の他、次に掲げる費用を徴収する。

一 食事の提供に要する費用

二 居住に要する費用

三 入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 日常生活費のうち、入所者が負担することが適当と認められるもの

4 前項各号に掲げるサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又は家族に対し、サービス内容及び費用について、利用料金のご案内(入所)等の書類で説明を行い、文書により入所者の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

(身体の拘束等)

第22条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利

用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第23条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第24条 入所者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員などの指導による介護及び機能訓練を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第25条 入所者が外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(衛生保持)

第26条 入所者は施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第27条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃したり、他の利用者に迷惑のかかる宗教活動をすること。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- 六 飲酒（特別な行事の時は除く）、喫煙。
- 七 貴重品や2,000円以上の金銭の持ち込み。
- 八 療養室のうち4人部屋にテレビを持ち込むこと。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第28条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する計画を作成する。

2 非常災害に備え、少なくとも年2回避難・救出その他必要な訓練等を行う。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(入退所の記録の記載)

第29条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。
また退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(入所者に関する市町村への通知)

第30条 サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき

(勤務体制の確保等)

第31条 入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務を定める。

2 施設の職員によってサービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 職員の資質向上のための研修の機会を次の通り設ける。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

(衛生管理等)

第32条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(協力病院)

第33条 入所者の病状の急変等に備えるため、次の病院及び診療所を定める。

神奈川県横浜市金沢区平潟町12-1

済生会 若草病院

神奈川県横須賀市舟倉1-14-5

古屋歯科医院

(掲示)

第34条 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第35条 職員は正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を洩らさない。

2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を洩らさないよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者及びその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第36条 居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第37条 入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する等必要な措置を講ずる。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合、それに従い、必要な改善を行う。

3 サービスに関する入所者からの苦情に関して神奈川県国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、神奈川県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行う。

(地域との連携)

第38条 運営に当たっては、地域住民又は住民の活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第39条 安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は、他の専門的機関での診療を依頼する。

3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第40条 サービスの事業会計とその他の事業の会計は区分して行う。

(記録の整備)

第41条 職員、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。

2 入所者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

第42条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人中村会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

改定	平成 17 年 10 月 1 日
改定	平成 17 年 10 月 7 日
改定	平成 18 年 7 月 1 日
改定	平成 21 年 9 月 1 日
改定	平成 25 年 5 月 1 日 (料金表の改定)
改定	平成 26 年 4 月 1 日 (料金表の改定)
改定	平成 27 年 4 月 1 日 (料金表の改定)
改定	平成 27 年 9 月 1 日
改定	令和元年 10 月 1 日 (料金表の改定)
改定	令和 3 年 4 月 1 日 (料金表の改定)